

相続手続き

～ 未分割の不動産と家族名義預金 ～

Q. 母が昨年の10月に、父が今年の8月にそれぞれ亡くなりました。母は自宅の敷地の8分の1、父は同じ敷地の8分の7を所有していました。家屋は父が100%所有していました。母の相続財産は不動産のみですが、分割協議はしていません。父には他に預貯金がありますが、生前、相続人である私と弟の名義の預貯金を200万円ずつ作ってくれており、8年前位にそれぞれの預貯金の通帳を私たちに寄越しました。私はその預貯金をそのままにして現在も所有しております。弟はその預金で車をすぐ購入し、全額を使ってしまったようです。私も弟も贈与税のことは疎く、贈与契約も無く、贈与税の申告もしていませんでした。今回の相続について注意点は何かありますか。



A. まず、お母様の不動産についてです。お母様の遺産分割協議が整わないうちにお父様の相続が開始したとのことですので、最初にお母様の遺産分割協議を行う必要があります。お父様が既に亡くなられていますので、その相続人は、あなたと弟様が兼任します。もし、そこで一旦お母様の不動産を亡きお父様が取得されるのであれば、改めてお父様の遺産分割協議を開き、協議書も別々に作成することになります。また、もしお母様の不動産をあなた又は弟様が取得されるのであれば、お父様の遺産分割協議の相続人と同一人が参加することになりますので、お母様の不動産については、お母様とお父様の遺産分割協議の内容を1つの分割協議書にて作成することができます。

次にお父様の固有の不動産と預貯金についてですが、これらはあなた又は弟様が取得する財産として、通常の遺産分割協議にて取得者を決定します。最後に皆様の名義の預貯金、いわゆる家族名義預金についてです。預貯金は比較的容易に名義を変更できることから、相続税の調査でも重点調査項目となっています。お父様があなたと弟様の名義で口座を開設していたとすることで、その原資はお父様の預貯金のようなのです。8年位前に渡されたということですが、贈与がいつ生じたかという判断が問題になります。贈与する意思がなく、本人の申立てがあり、

本来の所有者に名義を戻すのであれば、贈与税は課税されません。これを、受け取ったときに贈与であると主張する証拠としては、当事者間の贈与契約書や受贈者本人の自主的な贈与税申告が最も有効でしょう。

今回のケースでは、弟さんは預貯金をすでに消費していますので、少なくとも消費した時点で贈与を受けたこととなります。それも8年前ということになりますので、弟様の贈与税申告は時効（申告期限から6年、悪質である場合には7年）になります。あなたの受け取った預貯金については、当時贈与税の申告がなく、またそのままお手元にあり、当時贈与を受けたということの立証が難しいようです。そのため、家族名義預金として、相続税の課税対象にならざるを得ない状況です。なお、お父様の遺産総額が基礎控除 7000万円（＝5000万円＋1000万円×法定相続人数2名）以下であれば、相続税の申告も必要ありません。

お手続きについては、引き続き専門家にご相談をお勧めします。

（平成22年12月現在の税法に基づいています）

●お問合せ先

相続手続き支援センター神奈川

クナンハ ムヨオ
フリーダイヤル 0120-978-640